

## 相続税 R4 令和 1 年贈与税対応版 (Ver.19.20) の予定

令和元年分贈与税の申告書に対応した「相続税 R4 令和 1 年贈与税対応版 (Ver. 19. 20)」のリリースについてご連絡しますので、お客様へご案内をお願いいたします。

このプログラムは、平成 31 年 1 月 1 日以降に発生した相続税および贈与税の申告用です。

### 1. 発行プログラムと対象バージョン

システム名	発行バージョン	バージョンアップの対象 (データ移行の対象)
相続税 R4	Ver. 19. 20	Ver. 19. 10 (Ver. 18. 1以降)

※バージョンアップ時にライセンス認証が必要です。

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。

※E i ボードは Ver. 19. 20 以降をご利用ください。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末台数分の [ネットワーク基本ライセンス クライアント版] が必要です。これらをインストールすることによりアプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

※相続税 R4 (Ver. 18) のデータを Ver. 19. 2 で継続使用する場合は、「旧バージョンデータ読込」で移行します。旧バージョンデータ読込を行っても Ver. 18 のデータは残ります。

### 2. リリース時期

提供方法	提供日
E i ボード ダウンロードマネージャー	2020年1月23日 (木)
エプソン会計システム「マイページ」	
CD送品 (オプション保守契約の方)	2020年1月31日 (金) 送品開始

(参考) 令和元年分贈与税の申告と納税は、令和 2 年 2 月 3 日(月)から 3 月 16 日(月)までです。

#### ■ 贈与税の電子申告対応について

令和元年分贈与税の電子申告に対応した相続税 R4 電子申告プログラム (Ver. 19. 2. e2) は、電子申告 R4 (Ver. 19. 20) と同時に 2020 年 1 月 27 日 (月) にダウンロード公開する予定です。

### 3. 改正の内容について

システムに係る贈与税改正内容は次のとおりです。

#### 3-1. 個人版事業承継税制

個人の事業用資産に係る贈与税・相続税の納税猶予制度（以下、「個人版事業承継税制」）が創設されました。個人版事業承継税制は、青色申告（正規の簿記の原則に限る。）に係る事業（不動産貸付事業等を除く。）を行っていた事業者の後継者(※1)として円滑化法の認定を受けた者が、平成31年1月1日から令和10年12月31日まで(※2)の贈与または相続により、特定事業用資産(※3)を取得した場合に以下の通り適用されます。

- (1) その青色申告に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税の全額が猶予されます。
- (2) 後継者の死亡等、一定の事由により納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除されます。

※1.平成31年4月1日から令和6年3月31日までに「個人事業承継計画」を都道府県知事に提出し、確認を受けた者に限ります。

※2.先代事業者の生計一親族からの特定事業用資産の贈与・相続等については、上記の期間内で、先代事業者からの贈与・相続等の日から1年を経過する日までにされたものに限ります。

※3.特定事業用資産

先代事業者（贈与者・被相続人）の事業の用に供されていた次の資産で、贈与又は相続等の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されていたものです。

- ① 宅地等（400㎡まで）
- ② 建物（床面積800㎡まで）
- ③ ②以外の減価償却資産で次のもの
  - ・ 固定資産税の課税対象とされているもの
  - ・ 自動車税・軽自動車税の営業用の標準税率が適用されるもの
  - ・ その他一定のもの（貨物運送用など一定の自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産）

#### 3-2. 一括贈与税非課税措置の見直し

①祖父母からの教育資金

適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。

受贈者の所得要件設定、教育資金の範囲の見直し、贈与者が死亡した場合の残高に対する相続税課税、教育資金口座に係る契約の終了事由の見直しが行われました。

②結婚・子育て資金

適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。

贈与があった年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には適用できません。

#### 3-3. 住宅取得等資金の贈与税の非課税限度額について

受贈者ごとに適用される住宅用の家屋の新築等に係る非課税限度額について、新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合は、「特別住宅資金非課税限度額」が適用されます。詳細は下記要件のとおりです。

住宅取得等資金の受贈者ごとの非課税限度額（第一表の二）

新築・取得・増改築等に係る契約年月日		住宅資金非課税限度額		特別住宅資金非課税限度額※
		～平成27年12月31日	平成28年1月1日～令和2年3月31日	平成31年4月1日～令和2年3月31日
種類	省エネ等住宅	1,500万円	1,200万円	3,000万円
	上記以外の住宅	1,000万円	700万円	2,500万円

※個人間の売買で、建築後使用されたことのある住宅用の家屋（中古住宅）を取得する場合には、原則として消費税等がかからないため、「特別住宅資金非課税限度額」には該当しません。

### 3-4. 様式変更

(1) 次の帳票が変更されました。 ※システム対応帳票、(控)省略、主票に準じます。

帳 票 名
第一表 贈与税の申告書
第一表の二 贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)
第一表の三 贈与税の申告書(震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)
第二表 贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)
第三表 贈与税の修正申告書(別表)
第三表 贈与税の修正申告書(別表の付表)
株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)[暦年課税]
株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)[暦年課税](別表)
株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)[相続時精算課税]
株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)[相続時精算課税](別表)
特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)[暦年課税]
特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)[暦年課税](別表)
特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)[相続時精算課税]
特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)[相続時精算課税](別表)
相続時精算課税選択届出書

(2) 新しい帳票が追加されました。 ※(控)省略、主票に準じます。

帳 票 名
事業用資産納税猶予税額の計算書[暦年課税]
特定事業用資産等の明細書[暦年課税]
事業用資産納税猶予税額の計算書[相続時精算課税]
特定事業用資産等の明細書[相続時精算課税]
事業用資産納税猶予税額の計算書(別表)
特定事業用資産等の明細書付表(特定事業用資産を取得した他の贈与者がいる場合)

《参考》国税庁のホームページ

◆令和元年分贈与税の申告書等の様式一覧

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/zoyo/yoshiki2019/01.htm>

◆令和元年分贈与税の申告のしかた

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/zoyo/tebiki2019/01.htm>

## 4. システムの主な対応内容（税制改正関係）

贈与税改正に伴う主な対応内容は、以下のとおりです。

### 4-1. 贈与税の申告書 変更帳票の対応

令和元年分の帳票に対応して、印刷フォーム、入力画面などを変更しました。

帳票の主な変更点は以下の通りです。

※帳票タイトルや帳票 I D および用紙右下の年について記載を省略しますが、令和元年の様式に合わせます。

(1) 令和元分以降用の様式に変更しました。 ※（控）省略、主票に準じます。

変更帳票	変更内容
第一表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生年月日：「令和」を追加</li> <li>・⑱事業用資産納税猶予税額を追加、以降の番号を変更</li> <li>・⑳の計算式「⑭-⑮-⑯-⑰-⑱」に変更</li> </ul>
第一表の二	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅取得等資金を取得した年月日：「令和」を追加</li> <li>・㉑→㉒に変更、以降の番号を変更</li> <li>・㉓「平成 27 年分から 29 年分」→「平成 27 年分から 30 年分」に変更</li> <li>・㉔特別住宅資金非課税限度額を追加、以降の番号を変更</li> <li>・㉕「㉓の金額を～」→「㉖の金額と㉔の金額の合計額を～」に変更</li> <li>・（注 1）（注 2）（注 3）の文言変更</li> <li>・（注 4）の追記</li> </ul>
第一表の三	<ul style="list-style-type: none"> <li>・㉕→㉖に変更、以降の番号を変更</li> <li>・㉗「平成 27 年分から 29 年分」→「平成 27 年分から 30 年分」に変更</li> <li>・㉘特別住宅資金非課税限度額を追加、以降の番号を変更</li> <li>・(55)「㉕の金額を～」→「㉙の金額と㉘の金額の合計額を～」に変更</li> <li>・（注 1）（注 2）の文言変更</li> </ul>
第二表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・㉚→㉛に変更、以降の番号を変更</li> </ul>
第三表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・⑱事業用資産納税猶予税額を追加、以降の番号を変更</li> <li>・⑳の計算式「⑭-⑮-⑯-⑰-⑱」に変更</li> </ul>
第三表（別表の付表）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・㉑→㉒に変更、以降の番号を変更</li> <li>・㉓「平成 27 年分から 29 年分」→「平成 27 年分から 30 年分」に変更</li> <li>・㉔特別住宅資金非課税限度額を追加、以降の番号を変更</li> <li>・㉕「平成 27 年分から 29 年分」→「平成 27 年分から 30 年分」に変更</li> <li>・㉖特別住宅資金非課税限度額を追加、以降の番号を変更</li> </ul>
株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイトル横【一般措置用】追記</li> <li>・年月日の「平成」削除、または「令和」に変更</li> <li>・4. 説明文「第 23 条の 9 第 22 項」→「第 23 条の 9 第 27 項」に変更</li> <li>・6. 説明文「第 23 条の 9 第 22 項」→「第 23 条の 9 第 24 項」に変更</li> </ul>
株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイトル横【一般措置用】追記</li> <li>・年月日の「平成」削除、または「令和」に変更</li> <li>・4. 説明文「第 23 条の 9 第 22 項」→「第 23 条の 9 第 27 項」に変更</li> <li>・6. 説明文「第 23 条の 9 第 22 項」→「第 23 条の 9 第 24 項」に変更</li> </ul>
株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイトル横【一般措置用】追記</li> </ul>

株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔相続時精算課税〕(別表)	・タイトル横【一般措置用】追記
特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔暦年課税〕	・タイトル横【特例措置用】追記 ・年月日の「平成」削除、または「令和」に変更 ・5.説明文「第23条の12の2第14項」→「第23条の12の2第16項」に変更 ・7.説明文「第23条の12の2第14項」→「第23条の12の2第16項」に変更
特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔相続時精算課税〕	・タイトル横【特例措置用】追記 ・年月日の「平成」削除、または「令和」を追加・変更 ・5.説明文「第23条の12の2第14項」→「第23条の12の2第16項」に変更 ・7.説明文「第23条の12の2第14項」→「第23条の12の2第16項」に変更
特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔暦年課税〕(別表)	・タイトル横【特例措置用】追記
特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔相続時精算課税〕(別表)	・タイトル横【特例措置用】追記
相続時精算課税選択届出書	・年月日の「平成」→「令和」に変更 ・「2 推定相続人又は孫となった年月日」に令和を追加 ・上部説明文「平成_年中」→「令和元年中～」に変更 ・3(1)②の注記変更

(2) 新しく追加された下記の帳票に対応しました。

帳票名
事業用資産納税猶予税額の計算書〔暦年課税〕
特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕
事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕
特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕
事業用資産納税猶予税額の計算書(別表)

#### 4-2. 贈与税タブメニューの変更

帳票追加に伴い、業務メニュー「03. 贈与税」タブのレイアウトを変更しました。

追加

29	事業用資産納税猶予税額の計算書
30	事業用資産納税猶予税額の計算書(別表)

### 4-3. 財産ランチャー、種類別財産入力画面について

#### ■財産ランチャー

財産ランチャーは相続税と兼用の画面のため、贈与税のデータでも「現金預貯金」「有価証券」「生命保険等の財産」画面に「金融機関」ボタンが表示されます。  
 ※相続税の電子申告対応に伴い、Ver. 19.11で追加した機能です。



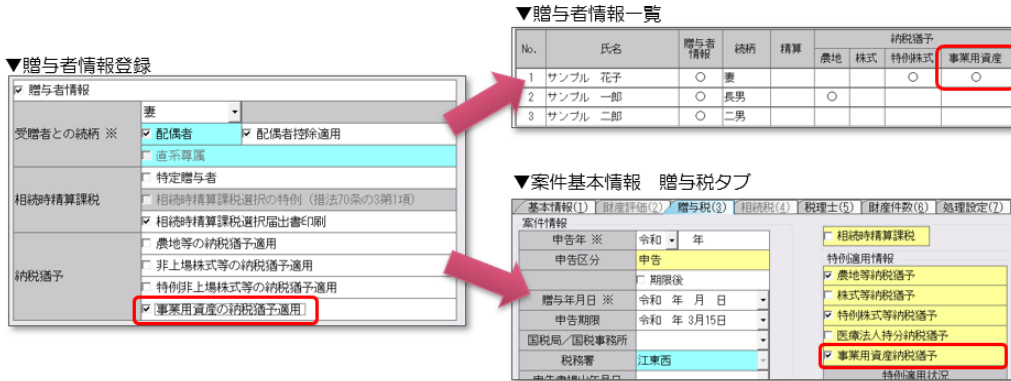
#### ■種類別財産入力

贈与税の電子申告には変更がなかったため、種類別財産入力画面は従来通りです。  
 ※相続税は、電子申告の送信に金融機関名と口座番号が必要なため、種類別財産入力画面にも「金融機関」ボタンが表示されます。

### 4-4. 事業用資産の納税猶予に関する機能追加

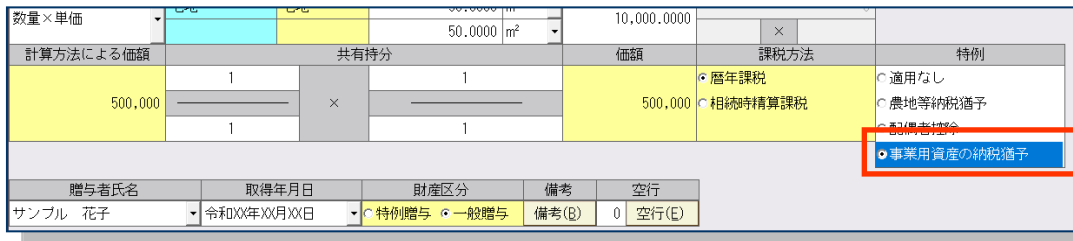
#### ■贈与者情報登録（設定追加）

「贈与者情報」の納税猶予項目に「事業用資産の納税猶予適用」の選択を追加しました。  
 要件に該当する場合に選択します。選択すると、案件基本情報の贈与者情報一覧、贈与税タブの特例適用情報にチェックが付きまます。



#### ■種類別財産入力（設定追加）

種類別財産（債務）入力の「土地」「家屋構築物」「事業用資産」の特例に「事業用資産の納税猶予」の選択肢を追加しました。[贈与者情報]の納税猶予で「事業用資産の納税猶予適用」を選択すると表示されます。



■「事業用資産納税猶予税額の計算書」(帳票追加)

贈与税の業務メニューに「事業用資産納税猶予税額の計算書」を追加しました。  
以下の設定をすると選択できるようになります。

- ①「贈与者情報登録」で「事業用資産の納税猶予適用」を選択。
- ②「種類別財産入力」－「土地」「家屋構築物」「事業用資産」の特例で「事業用資産の納税猶予」を選択し、①で設定した贈与者を登録。

【事業用資産納税猶予税額の計算書】

①、②で設定した贈与者が表示されます。  
贈与者ごとに「事業用資産納税猶予税額の計算書」を作成します。

4-5. 特別住宅資金非課税限度額に関する機能追加

改正に伴い、次の画面に「特別住宅資金非課税限度額」に関する選択肢・入力項目を追加しました。

▼種類別財産入力－現金預貯金

▼第一表の二 (第一表の三も同箇所)

## 5. その他システムの変更点

### 5-1. 相続時精算課税制度の適用対象の拡充対応

相続時精算課税制度の適用対象について、平成30年に改正されましたが、システムでは「直系尊属」を上書きし、「相続時精算課税」を選択する運用となっていました。  
Ver. 19.20では、直系尊属以外でも「相続時精算課税」の適用を選択可能にします。  
※個人情報登録時に年齢をチェックし、対象外の場合はメッセージを表示します。

個人情報			
No.	フリガナ	サンプルイ チロウ	生年月日 昭和30年 4月 1日
	氏名 ※	サンプル 一郎	年齢 63 歳
1	郵便番号住所	-	
	電話番号	-	職業
<input checked="" type="checkbox"/> 贈与者情報			
	受贈者との続柄 ※	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 配偶者控除適用 <input checked="" type="checkbox"/> 直系尊属 <input checked="" type="checkbox"/> 特定贈与者	
	相続時精算課税	<input checked="" type="checkbox"/> 相続時精算課税選択の特例（措法70条の3第1項） <input type="checkbox"/> 相続時精算課税選択届出書印刷 <small>（相続時精算課税控除適用）</small>	

(参考) 相続時精算課税制度の適用対象の拡充

特例経営承継受贈者が贈与者の推定相続人以外の者（その年1月1日において20歳以上である者に限り）であり、かつ、その贈与者が同日において60歳以上の者である場合には、相続時精算課税の適用を受けることができることとされました。

### 5-2. 過去バージョンご利用上の注意点

- ①相続税 H30 年版 (Ver. 18.40.e1) 起動時に「相続税 R4 H30 電子申告プログラム e1」のセットアップ画面が表示された場合は、お手数ですがセットアップをお願いします。  
※Ver. 18.40.e1→Ver. 19.11.e1 の順にセットアップした場合に、更新プログラムのお知らせ画面が表示されます。(Ver. 18.40.e2→Ver. 19.11.e1 の場合は表示されません)
- ②新元号に対応していないプログラムで修正申告をする場合は、電子申告ではなく紙で提出をお願いします。(新元号に対応したプログラムは H30 年版 Ver. 18.30 以降です)

### 5-3. その他

次の障害に対応しました。

- ・Ver.19.10→Ver.19.11へ移行したデータについて、「定期預金」「貸付信託」一覧の「利用区分・銘柄」の下段に、Ver.19.10で表示していたデータが残り、削除することができない問題に対応しました。Ver.19.20の変換で「利用区分・銘柄」の下段にある不要なデータを削除します。

定期預金(②)		その他の財産-現金・預貯金等(②)					
財産コード	出力順	評価種類	細目	利用区分・銘柄等	財産名称	評価額	所在場所等
51-01-0001	1	定期預金・		定期預金		1,000,000	ABC銀行
速 動		貸付信託等		1234567890			中央支店 1234567890

- ・種類別財産入力で設定した「空行」「備考」が、印刷時に反映しない場合がある問題に対応しました。
- ・取引相場のない株主の評価明細書について、株主欄を削除する際のメッセージを次のとおり修正しました。「選択された株主を削除してよろしいですか？」
- ・取引相場のない株式の評価 第5表で「評価額コピー」をした際、エラー「不正な値のため更新できません」が発生する場合がありますので対応しました。



## 6. バージョンアップ後の確認事項

### 旧バージョンデータ変換処理の実行

旧バージョン (Ver. 19.1) で使用していた案件データを、Ver. 19.2 へデータ変換して使用します。

- ・個別データ変換： [データ選択] 画面で1 データずつ変換します。
- ・一括データ変換： [保守] タブ→ [データ変換] の一括データ変換画面でまとめて変換します。

以上、よろしくお願いたします。